

議案第 8 2 号

うるま市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

うるま市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年うるま市条例第 1 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「正規の勤務時間」を「うるま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年うるま市条例第 2 9 号。以下「勤務時間条例」という。）第 8 条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改め、同条第 3 項中「勤勉手当」の次に「、地域手当、寒冷地手当」を加える。

第 4 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条中「家賃」を「月額 1 6, 0 0 0 円を超える家賃」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（通勤手当）

第 6 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- （1） 通勤（職員が通勤のため、当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この条において同じ。）が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- （2） 通勤のため自動車その他の交通の用具（規程で定めるもの（以下「自動車等」という。））を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

(4) 第２号又は前号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規程で定める要件を満たすものに限る。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規程で定める職員を除く。）

第９条を次のように改める。

（休日勤務手当）

第９条 休日勤務手当は、勤務時間条例第９条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して当該勤務した時間について支給する。

第１１条中「職員のうち」の次に「規程で指定するものについて、」を加える。

第１２条中「在職する職員及び基準日前１月以内に退職、又は死亡した職員に支給する」を「それぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前１月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする」に改める。

第１３条中「６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改める。

第２１条を第２３条とし、第２０条を第２２条とし、第１９条を第２１条とする。

第１８条中「（以下「育児休業職員」という。）」を削り、同条を第２０条とする。

第１７条を第１９条とし、第１６条を第１８条とし、第１５条を第１７条とする。

第１４条第２項中「第８条、第９条第２項及び第１０条の勤務」を「第８条から第１０条までに規定する勤務」に改め、同条を第１６条とする。

第１３条の次に次の２条を加える。

(地域手当)

第14条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規程で定める地域に在勤する職員に対して支給する。

(寒冷地手当)

第15条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第6条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(通勤手当の内払)

2 改正後のうるま市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前のうるま市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の給与条例の規定による通勤手当の内払とみなす。

(うるま市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

3 うるま市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年うるま市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第14条中「第20条」を「第22条」に改める。

令和8年8月21日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

令和7年人事院勧告で通勤手当が拡充されたこと等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 83 号

うるま市水道事業給水条例の一部を改正する条例

うるま市水道事業給水条例（平成 17 年うるま市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の表中

「	備考 1 営業用とは、料理店、飲食店、娯楽場等家庭生活に直接関係のうすい営業の用に使用する場合をいう。 2 官公署用とは、官公署、学校等及びこれらに準ずる用途に水道を使用する場合をいう。 3 基地用とは、アメリカ合衆国軍隊等の用に水道を使用する場合をいう。 4 臨時用とは、建設工事、興業及び売店等短期間臨時の用に水道を使用する場合をいう。 5 船舶用とは、船舶用に水道を使用する場合をいう。 6 演習用とは、消防用に水道を使用する場合をいう。 7 家庭用とは、前各項以外の用に水道を使用する場合をいう。	」を
---	---	----

削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の表に規定する用途別の適用基準については、規程で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に第 11 条に規定する給水契約の申込みに対する承認を受けた者及び第 16 条第 1 項第 2 号に規定する用途の変更に係る届出をした者の水道の用途別については、なお従前の例による。

令和８年８月２１日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

水道の用途別の適用基準を見直すため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 8 4 号

教育委員会委員の任命について

次の者をうるま市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 [REDACTED]

氏 名 上門 はるみ

生年月日 [REDACTED]

令和 8 年 8 月 2 1 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市教育委員会委員を任命するには、議会の同意を得る必要があり提案する。

議案第 85 号

うるま市景観条例の一部を改正する条例

うるま市景観条例（平成 23 年うるま市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「法第 16 条第 7 項第 11 号」を「法第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

別表第 3 の 2 届出を要しない行為（重点地区）の表中「法第 16 条第 7 項各号」を「法第 16 条第 8 項各号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。

令和 8 年 8 月 21 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 86 号

石川中学校空調設備機器復旧工事（機械）請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 石川中学校空調設備機器復旧工事（機械）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 224,290,000 円
- 4 契約の相手方 沖縄県うるま市字天願 209 番地 3
有限会社 協進・大城工業 株式会社
建設工事共同企業体
代表者 有限会社 協進
代表取締役 天願 勝行

令和 8 年 8 月 21 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

石川中学校空調設備機器復旧工事（機械）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。